

満州事変以降の半島兵站基地化期における朝鮮総督府の宗教政策¹

— 非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して —

The Religious Policies of the Government-General of Chosen in the Period of the Conversion of Peninsula into Commissary Base after the ‘Manchurian Incident’

— A Study through a Comparison between Non-Western Religion and Western Religion —

はん すしん
韓 守信

Sooshin Han

キーワード

「満州事変」、半島兵站基地化、朝鮮総督府、宗教政策、非西欧系宗教、西欧系宗教、韓国人主導の宗教、宣教師中心の宗教、「心田開発運動」

KEY WORDS

‘Manchurian Incident’, Conversion of Peninsula into Commissary Base, Government-General of Chosen, Religious Policies, Non-Western Religion, Western Religion, Korean Initiated Religion, Missionary Centered Religion, ‘Campaign of Mental Field Development’

要旨

本研究では、「満州事変」以降の半島兵站基地化期における朝鮮総督府の宗教政策についての分析を、非西欧系宗教と西欧系宗教との比較を用いて行なった。日本は、韓国併合および武断統治期、三・一運動および文化統治期と同様に、それぞれの宗教に対して異なった方法論を用いた。それぞれの宗教に対する政策は、同一の統治理念に依拠していたにもかかわらず、具体的な適応方法と過程において顕著な差異を見せ

ていた。総督府は、既存の宗教を用いて「心田開発運動」を展開した。ここには、自らの統治体制にとって好都合な価値観および宗教心を半島全体に植えつけようとする意図があった。総督府は、韓国人が主導する非西欧系宗教（仏教、儒教）に対しては直接的に介入する「直線的な政策」をとった。その一方で、宣教師が中心となった西欧系宗教（キリスト教）に対しては、宣教師の存在と働きに配慮する「迂回的な政策」をとった。

総督府にとって、半島における西欧列強の代表および象徴である宣教師は、決して無視できない存在であった。このような背景のゆえに、この時期におけるキリスト教政策の方法と内容は、仏教政策や儒教政策と大きく異なっていた。

SUMMARY

This study, with a comparison of policies toward non-Western religion and Western religion, analyzes the religious policies of the government-general of Chosen in the period of the conversion of peninsula into commissary base after the 'Manchurian Incident.' Japan applied different methods toward each religion in the same way not only during the period of Japanese Annexation of Korea and the military reign but also during the period of the 1919 Independence Movement and the cultural reign. Even though they were derived from one identical ruling idea, the policies toward each religion differed from one another in terms of the specific application. The government-general of Chosen, utilizing the existing religions, enforced 'Campaign of Mental Field Development.' Here was an intention to plant and raise the value sense and religious mind in the whole peninsula, which were favorable for its ruling system. The policies toward Buddhism and Confucianism, which were initiated by Korean people, were 'direct and straightforward' since Japan intended to concern itself with them. On the other hand, the policy toward Christianity, which was led by missionaries, was 'indirect and roundabout' because Japan took the missionary existence and work into consideration. The missionaries were not disregardable for the government-general of Chosen, for they were the representative and symbol of the Western Powers in the peninsula. Due to this background, the method and detail of the Christian policy in this period was dissimilar to those toward Buddhism and Confucianism.

I. はじめに

1929年に始まった世界恐慌により、資本主義を導入していた国々の経済は大いに揺らいだ。とりわけ、西欧列強を懸命な思いで追いかけていた日本は、多大な打撃を受けた。なぜなら、第一次世界大戦後の国際市場の縮小に端を発した不況、また、自然災害などによる混乱により、その当時の日本経済は既に大きくあえいでいたからである。このような難局を克服、打開しようとするなかで、日本（内地）の体制は、徐々に軍事的な方向へと傾いていった。ロンドン海軍軍縮条約（1930、1～3）が調印されたのち、浜口首相遭難事件（1930、11）や五・一五事件（1932、5）などによって、軍部の活動はしだいに活発となった。そして、それまでの政党内閣にかわって、軍部中心の内閣が登場した。

このような背景のもと、総督府は統治方式の転換に着手した。「満州事変」以降、軍部の独走から始まった大陸侵略が遂行されたことにより、半島を大陸進出の足場へと整備せねばならなくなったからである。総督府は、それまでの「文化統治」に終止符を打ち、「兵站基地」化という新たな政策を推し進めた。

総督府はまず、工業化政策を実行するとともに、日本独占資本の進出を積極的に奨励した。1931年に朝鮮総督に就任した宇垣一成には、財界との深いつながりがあった。² これにより、日本の独占資本が半島へ続々と進出し、鉱山資源や水力資源が大々的に開発された。³ また、総督府の直・間接的な便宜を受けた日本の独占資本により、半島における工業生産の構成に変化が生じた。⁴ 総督府と独占資本の連帯から、半島の工業は目まぐるしい発展をとげた。しかしながら、その本質は、半島の発展に有益なものではなかった。韓国人の労働力が搾取されたからである。⁵ 独占資本の集中度が高まるにつれ、韓国人による自立的な資本の発展は押さえ込まれた。⁶

つぎに、「農村振興運動」を推し進めることによって、半島における総動員体制の基盤を整備しようとした。その当時、半島の農村経済は惨憺たる状態にあった。⁷ 総督府は、「自力更生」、「農村振興」という目標を掲げて「農村振興運動」を開始した。⁸ 「農村振興運動」は、「第一期工作」⁹（1932、7～）と「第二期工作」¹⁰（1933、3～1936、8）に分けて行われた。しかしながら、農民の生活水準を向上させる側面において、更生計画は総督府の思惑通りにならなかった。それどころか、農村を救済することすらできなかった。¹¹ ただ、思想的、精神的な教育という側面において、「農村振興運動」は一定の成果をあげることができた。官主導の「農村振興運動」が半島全体で展開されたことにより、総督を頂点にしたピラミッド体制がより強化された。

さらに、それまで断続的に行ってきた社会教化事業を強化し、「国民精神作興運動」を開始した。¹² これは、上述した「農村振興運動」と密接な繋がりがあった。¹³ 「国民精神

作興運動」は、「国民精神作興ニ関スル詔書」(1923年11月10日)をもとに、半島における様々な問題を精神力によって克服、更正しようとする政策であった。¹⁴ 総督府は、「民心作興施設要綱」¹⁵ や「精神作興週聞」¹⁶ などを通じて、半島全体に日本的な価値観を染み込ませ、韓国人を日本人化しようとした。しかしながら、韓国人からの賛同を十分に得ることができず、総督府が期待したとおりの成果を挙げることはできなかった。むしろ、行き詰まりを見せるのみであった。ただ、この運動は、総督府のその後の政策決定および実行の基礎となった。

このようなコンテキストのなかで、宗教政策、とりわけキリスト教政策はどのように展開されたのだろうか。本研究は、「満州事変」以降の半島兵站基地化期における総督府のキリスト教政策を、韓国人主導の非西欧系宗教(仏教、儒教)と西洋人主導の西欧系宗教(キリスト教)という比較を用いて検証することを目的としている。本研究は、すでに行った研究と同様に、宗教政策についての包括的な理解を前提としたうえで各々の宗教を相対化し、この時期の韓国キリスト教会の社会的状況や活動範囲を新たな角度から探究する。¹⁷ さらに、「満州事変」以降の半島兵站基地化期より以前に展開された宗教政策との類似点や相違点を調査する。本研究は、韓国キリスト教会に焦点を置いた韓国キリスト教史研究の一環である。

Ⅱ. 「心田開発運動」の立案と展開

総督府は、韓国人を半島の統治体制に役立つ忠良な臣民に仕立て上げようとした。そこで、韓国人の信仰心を涵養するという目標を掲げた「心田開発運動」を立案し、既存の宗教を積極的に活用しようとした。さて、「心田」とは何を意味するのだろうか。総督府はこれについて、明確な説明を行っていない。¹⁸ しかしながら、朝鮮総督府視学官や京城帝国大学教授を歴任した高橋亨の「民衆の個々の心のなかに持つてをる尊いものを発見させて、彼等をして、換気し、満足し、安心するに至らしめる」という見解からも分かるように、総督府が、仏教や儒教だけでなくキリスト教を含めた宗教をとおして、韓国人の精神および内面を操作しようとしたのは明白であろう。¹⁹

これまでの研究においては一般的に、「心田開発運動」が1935年に開始したものと理解されてきた。しかしながら、この運動は1935年に急浮上したのではなく、1933年末ごろから徐々に立案されたのであった。²⁰ 「朝鮮に於ける神社制度改正の議は、多年の懸案にして鋭意調査研究をとげつゝあつたが、偶々昭和八年末以来、朝鮮に於ける心田開発の異常なる進展に伴ひ、神社を中心とする精神運動亦漸次顕著なるものあるに至り、従って神社・神祠の創立も亦左表に示すが如く、年を逐ふて増加の趨勢を示すに至った。」²¹

総督府は、「農村振興運動」や「国民精神作興運動」を推し進めていくうちに、これらの運動の行詰りを痛感するようになった。そして、韓国人の精神を根本的に変えていくことこそが、これら二つの運動を円滑に実行するうえで緊要であると同時に、植民統治および半島の安定に有用であると判断するに至った。「民衆に根ざしたる衰頹せる精神は、その根本から開発せざる限り所期の目的を達し得ざる。」²²

このような流れのなかで、1935年1月に道参与官会議が開催され、韓国人の信仰について話しあわれた。その際、宇垣一成は宗教を活用した精神教化の必要性を強調した。

朝鮮に於ける一般民衆の精神生活、殊に信仰に関して、各位の注意を喚起致したいと思ひます。朝鮮は往時宗教殷盛を極めて夫れが民衆の精神生活並に社会文化に、多大の寄与を為し来つたことは、各位の夙に熟知さらるゝ所であります、其の後漸次衰微の傾向を辿り、且つ反面に於ては各種の蒙昧なる迷信の台頭を見、其の弊害の及ぶ所寔に深刻なものあるに至つたのであります。……最近数年来物質上の安定充実を図ると同時に、特に精神作興に力を致し来つたのであります、更に此の際一般民衆をして健全なる信仰を喚起し之を培養し、動もすれば感想無味に陥り、或いは荒みに勝にならんとする民衆の心田に潤ひを加へ、喜んで業を励み、生を励み、所謂物心両面より、安心立命の境地に到達せしめんことを望んで已まざるものであり、斯くなり始めて半島は真の樂園化し得るのであります。²³

この訓示には、「心田開発」の位置付けのみならず、宇垣自身の思惑が十分に示されている。あわせて、円滑かつ安定的な半島統治を展開していきたい総督府にとって、韓国人に「健全なる信仰」を持たせることが何よりも重要であったということが読み取れる。ちなみに、この「健全なる信仰」とは、「国家神道的システム内部で公認されるような、当局にとって無害なもの」であったと判断するのが妥当であろう。²⁴これにより、総督府は「心田開発運動」の第一歩を踏み出した。

それから間もなく、総督府は、それぞれの宗教の意見に耳を傾けるという理由から、仏教（1月31日）、神道（2月2日）、固有信仰（2月6日）、キリスト教（2月9日）との懇談会を開催した。²⁵そのなかでも、仏教に対して大きな期待をかけた。なぜなら、数世紀にわたって社会的な地位を失っていた仏教を振興させようとしたからであった。なお、仏教、儒教、キリスト教に対する総督府の政策については、あとで詳しく検証することとする。

1936年1月、総督の主権による心田開発委員会が開かれた。総督を頂点とする半島

統治において、心田開発の施設を定めることが極めて重要な政策のひとつとなったからである。総督府の官僚、社会教化団体の代表、各宗教の代表などが出席したこの委員会では、「心田開発運動」が整理された。²⁶ その結果、「心田開発施設に関する件」²⁷と「心田開発施設要綱」²⁸が取りまとめられた。

まず、「心田開発施設に関する件」では、1) 3大目標、2) 目標を主導的に担う団体や個人について触れた。²⁹

時局に鑑み朝鮮の特殊事情に稽へ、一般民衆の精神を作興し心田を培養して信仰心を扶植し、敬愛の念を涵養し確乎たる人生観を把握せしめ、安心立命の境に導くは朝鮮統治上各般の施設を行く上に於て将又民衆の生活の基盤を鞏固にし之をして永遠に幸福、且有意義ならしむる上に於て最緊切の事項たり即ち心田開発は

- 一 国体観念を明徴にすること
- 二 敬神崇拜の思想および信仰心の涵養すること
- 三 報恩、感謝、自立の精神の養成すること

を目標とし之が実行に関しては

- 一 宗教各派並に教化諸団体は相互連絡提携し実効を挙ぐることに
- 二 指導的立場に在る者は率先之に努め範を衆にしめすこと

とし細目は別紙事項を基準として之が実現を図り猶地方の事情に応じ適切なる施設を加へ以て目的の達成を期せんとす

つぎに、「心田開発施設要綱」においては、1) 本府施設事項、2) 神社、宗教各教宗派、儒道関係団体並教化団体の施設事項、3) 学校教育施設事項、4) 社会的施設事項という四つの分野での具体的な方針と方法を提示した。一つ目では、「心田開発運動」に必要な有形の基盤や設備を、総督府や地方官庁が積極的に整備している。³⁰ 二つ目では、宗教団体や教化団体などの積極的な参与と相互協力を求めている。³¹ 三つ目では、教職員が信仰心を涵養し、学生、生徒、児童に宗教的情操を抱かせるように指示している。³² 四つ目では、信仰心や宗教的情操を民衆に浸透させるための方法論を具体的な例とともに示している。³³

「心田開発施設に関する件」と「心田開発施設要綱」から浮かび上がってくる事実は、「心田開発運動」の重点が、何よりも「国体観念を明徴にすること」にあったということである。³⁴ すなわち、韓国人の「信仰心」や「宗教的情操」を豊かにさせるという名目のもと、総督府にとって都合のよい国家観や社会観念を徹底させ、日本国民としての意識を抱かせることにあった。実際に、当時の政務総監であった今井田清

徳も、「心田開発運動」について、「要は畢竟、個人として正しき人生観、国民として堅実なる国家観、社会観を確立し、理念と情操の陶冶に依り、精神生活の安定と発展とを以て一義的信條とする所の生活態度の決定を各人に要求するの謂であつて、完全なる『人』健全なる『国民』の資格を、個々の民衆に備へしめ、以て文化の向上を期し、国力の強化を期するに他ならぬのである」と述べている。³⁵

このような流れのなかで、「半島の現状に鑑み、民衆に安心立命を与ふる最も適当な信仰心の復興策如何」、「各地に於ける民心の趨向、並に之が善導に関する意見如何」という宇垣総督の諮問を受けた総督府中枢院は、信仰審査委員会を設けるとともに、各宗教の指導者や知識人を招いて「心田開発運動」に関する講演を行わせた。それらを一冊にまとめたものが『心田開発に関する講演集』である。³⁶ 総督府中枢院のこのような活動をとおして、宗教指導者や中堅人物の養成に力を傾けようとする総督府の狙いがうかがえる。総督府には、民衆一人ひとりに対する直接的な指導よりも、宗教指導者や中堅人物をとおした間接的な指導をなしていこうとする意図があった。³⁷

これまで述べてきたように、日本の半島進出という背景のもと、半島全体を国体の一部としてきちんと機能させる目的で展開された「心田開発運動」は、韓国人一人ひとりの心田（精神）を操ろうとする政策であった。半島の「兵站基地」化を目指した総督府は、一般民衆の心田を具体的かつ徹底的に開発するために、彼らの生活そのものまでも宗教的に啓発しようとした。それでは、それぞれの宗教に対して、総督府はどのような政策を推し進めたのだろうか。また、韓国人主導の非西欧系宗教（仏教、儒教）と西洋人主導の西欧系宗教（キリスト教）とのあいだに、何らかの相違点もしくは区別はあったのだろうか。

Ⅲ. 仏教に対する政策

「心田開発運動」を展開した総督府は、非西欧系宗教に対する政策として、仏教に大きな期待をかけた。とりわけ、宇垣一成は、数世紀にわたって社会的な地位を失っていた仏教を振興させることに大きな意欲を見せた。「一九三三年（昭和八年）農村振興運動の点睛的役割として心田開発運動が提唱された時、宇垣総督が最も期待していたのは、朝鮮仏教の振興であった。一般の識者が朝鮮仏教に期待すべからずといったのに対し、総督は昔盛んであつたから必ず復興しうるといつてその奮起を求めた。時あたかも仏誕二千五百年記念事業がアジアの各地で行われ、仏教復興が日本でも高らかに叫ばれた時である。」³⁸ 総督のこのような見解にもとづいて、仏教の再興をつうじた韓国人の思想善導のための計画が具体化された。

朝鮮総督府が「心田開発運動」において仏教を重視したのは、つぎの四つの判断が

あったからである。一つ目は、儒教が隆盛した李朝時代に弾圧や困難に遭ったにもかかわらず、仏教は依然として多くの民衆からの信奉と支持を受けうるとの判断であった。³⁹ すなわち、仏教の底力に対する肯定的な評価であった。二つ目は、資質が低落した僧侶たちの社会的地位を向上させると同時に、仏教にとって都合のよい政策を展開するならば、「心田開発運動」への積極的な参与と協力が得られるであろうという判断であった。⁴⁰ すなわち、僧侶を含めた仏教全体の活用価値または可能性への期待であった。三つ目は、仏教は日本の国家神道が重視する敬神崇祖の精神を無理なく受け入れられるという判断であった。⁴¹ すなわち、他宗教に対する仏教特有の態度またはスタンスについての理解であった。四つ目は、仏教は東洋の宗教であるという判断であった。⁴² すなわち、仏教の地域性についての十分な認識であった。

総督府はまず、1925年1月31日に仏教懇談会を開いた。「心田開発の第一工作として各方面の意見を求め、具体的方策を樹立する方針の下に」開催したこの懇談会には、各寺の住職をはじめ、総督府の学務局長と社会課長、その他の関係者が出席した。⁴³ ここでは、民衆の信仰心培養についての意見交換を行った。そして、同年3月6日には、三十一本山の住職およびソウルに在住する内地寺院各派の代表者8名を招待して、半島における仏教の現状と将来についての懇談会を開いた。宇垣総督の招待によって開かれたこの懇談会は、丁度、財団法人朝鮮仏教中央教務院評議会と日程的に重なっていた。⁴⁴ 宇垣一成は、半島における仏教の歴史と役割、民衆との関わりなどについて言及し、仏教界の低調気味な状況を指摘した。また、物質文明を基調とする風潮を改めるためにも半島全体に「物心一如」を体得させることが必要であると述べ、精神開発の重要性を強調した。そして、そのためにも仏教界の再興が必要であるとし、「心田開発運動」への積極的な理解と協力を要請した。⁴⁵ 政務総監の今井田も同様に、仏教界の再生を強く呼びかけた。「本府当局と致しましては、心田開発の運動遂行上、宗教家各位に期待する所あり、特に仏教家各位に対してはその自省、工夫によって世の冷評を反撥し、大いに民衆の中に進出して健全なる信仰心の扶植と、確乎たる人生観の把握とに向つて、熱烈なる啓導の任に當られんことを期待すの餘り、遠慮なく所思の一端を披瀝致す次第であります。」⁴⁶

これらの懇談会を受けて、1935年7月28日、仏教界は「心田開発運動」に教団レベルで参与しはじめた。同日、ソウルに在住する住持たちは朝鮮仏教中央教務院に結集し、仏教徒を総動員して「心田開発運動」に関与するという決断をくだし、「朝鮮仏教心田開発事業促進発起会」を開催した。⁴⁷ 8月27日には、三十一本山住持会議を中央教務院で開き、「心田開発記念に関する件」や「代表機関設立に関する件」などの七つの議題について話し合うことにした。⁴⁸ 総督府は、朝鮮仏教中央教務院が中心となった動きを歓迎した。というのも、仏教界における総本山（代表機関）の設立は、仏

教界をより積極的に活用しようと考えていた総督府にとって好都合だからであった。その当時、「寺刹令」(1911)により、朝鮮総督府は、三十一本山の住持を個別的に管理できたが、仏教界を一括的に管理できなかった。したがって、総督府は、総本山(代表機関)を設立しようとする動きに乗じ、積極的に働きかけた。⁴⁹

また、総督府は、仏教徒をして「心田開発運動」を自発的に行わせるために、「寺刹浄化運動」を推し進めた。当時の僧侶には、「寺刹境内に数多な肉食妻帯の私家を営み、俗客を相対に料亭営業を兼ねるが如き奇観が京郷間にあるのは、夙に識者の慨嘆の対象となつてゐる」とあるように、宗教家にあるまじき生活をする者がいた。⁵⁰ 仏教界に大きな期待をかけていた総督府は、一部の僧侶たちのこのような姿が民衆の模範にならないばかりか、仏教の廢頹を招きうると判断した。「当局では佛教人中、行高律嚴なものほどこまでも其の待遇を隆崇し、民衆の信仰を復活せしむるも、然らずして俗悪な墮落に流れる點は容赦なく改革し、一大清新と神聖を保持して以つて寺院と僧侶を民衆の精神生活の指標たらしめるといふ。』⁵¹ そこで、「寺刹令」第二条、「寺刹ノ基址及伽藍ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ伝法、布教、法要執行及尼僧止住ノ目的以外ニ之ヲ使用シ又ハ使用セシムルコトヲ得ス」を拡大解釈し、僧侶が風紀を乱さないように指導した。⁵² あわせて、寺刹の尊嚴維持に関する通牒を2度にわたって各道知事に送り、僧侶および寺刹の品行を統制させた。⁵³

さらに、総督府は、「心田開発運動」の効率を高めるために「一面一寺刹布教所計画」を実施し、寺刹および布教所の数を増やそうとした。当時、半島にある面の数と三十一本山を含めたおよび1,338箇所の寺刹数の比率は「三面一寺」であった。⁵⁴ 総督府は、その比率を「一面一寺」に引き上げようとしたのであった。

総督府から特別な期待をかけられた仏教界は、「心田開発運動」を精力的に繰り広げた。なかでもとくに、巡回講演を活発に行つたことは刮目に値する。「心田開発運動」が本格的に実施された1935年以降、一部の有力指導者が中心となって、巡回講演のために全国を駆け巡つた。⁵⁵ 1935年には110回、1936年には290回、1937年には172回も行われた。⁵⁶ また、ラジオ講座への参与などもおして、運動を浸透させることに力を注いだ。仏教界は、「心田開発運動」という総督府から与えられた官製のチャンスをつうじて、ある程度の再興または地位回復をなそうとした。しかしながら、約500年にわたる李朝時代のあいだの空白を挽回するには力不足であった。なぜなら、仏教界には人材不足という根本的な問題があったからである。とりわけ、若手僧侶の育成には困難があった。

このような現実を目撃した総督府は、仏教界の利用価値に限界があることを実感するようになり、「心田開発運動」における仏教界への期待や優遇を徐々に弱めていった。

IV. 儒教に対する政策

総督府は「心田開発運動」において、非西欧系宗教としての儒教をも利用しようとした。しかしながら、そのスタンスは、仏教に対してとったものとは異なっていた。というのも、韓国併合および武断統治期、三・一運動および文化統治期において、儒教の統制および管理の枠組みが出来上がっていたからである。

韓国併合および武断統治期においては、まず「経学院規定」(1911)にもとづいて、その当時の最高教育機関であった「成均館」の教育的機能を剥奪し、天皇下賜金を用いて官営の「経学院」を設立した。つぎに、「郷校」に対しては、その莫大な財産を統制するために、「公立普通学校費用令」(1911)によって「郷校」の財産を地方官庁に強制的に帰属させた。それと同時に、「公立普通学校費用令施行規則」(1911)によって、「郷校」の予算をはじめとする財政を把握する仕組みを築いた。さらに、「書堂」に対しては、「書堂規則」(1918)をつうじて、韓国語と韓国史の教育を禁じると同時に、日本語教育を強化させた。⁵⁷

三・一運動および文化統治期においては、まず「郷校財産管理規則」(1920)を定め、「郷校」の歳入を公立学校に充当させないようにした。つぎに、「大東斯文会」、「儒道振興会」などの親日団体を育成および利用しながら、儒教界を積極的に懐柔した。さらに、「書堂規則改正」(1929)によって、「書堂」を開設する際の制度を「届出制」から「認可制」に改めた。あわせて、「明倫学院規定」(1930)を定め、「郷校」財産を「経学院」の運営に充てさせた。⁵⁸

上記のとおり、韓国人主体の儒教界は弱体化しており、ほとんど総督府の掌中にあった。とくに、「経学院」と「郷校」は、総督府が思いのままに操れる状態にあった。したがって、総督府は、儒教界に対して神経をとがらせず、「心田開発運動」における儒教の役割を重視しなかった。ただ、そうだからと言って、儒教関係者への協力要請を忘れたわけではない。

1935年3月12日、総督府は、「経学院」講師を招いた懇談会を開いた。そこで、宇垣一成は、儒教の歴史と働きについて評価と激励をしたうえで、総督に就任してから推進してきた「物心一如」をつうじた更生の重要性を強調した。そして、そのなかで導入した「心田開発運動」に儒教界が参与するよう求めた。「各位御承知の通り予の就任以来、農山漁村振興自力更生、精神作興の運動を続け、官民の協戮一致の下に本事業の徹底を期しつつあるのですが、本事業の目的とするところは物心両方面から朝鮮の更生を図るに在りまして、近時事業の進展に伴ひ民衆の心地開発に格段の努力を致しつつある次第であります、この方面に格別の立場を有せらるゝ各位に於ては、社会の現状を洞察し、就中民心の動向を察知し、儒教の過去に於ける民衆に対する絶

大なる指導支配の力を追想し、舊習を打破し蟬脱し、蹶然立つて徳化風教の大使命に邁往の疆内民衆の康福増進に寄与せられたいのであります。』⁵⁹ あわせて、「儀礼準則」(1934)についても触れ、その普及に尽力するよう要請した。⁶⁰ ちなみに、この法令はつぎの二つの目的から発布された。ひとつは、精神的な要素が伴わない形式化した儀礼を改善することであった。もうひとつは、冠婚葬祭などにおける農山漁村民の経済的および時間的な負担と煩悩を軽減することであった。

総督府はまた、「郷校」に対しても「心田開発運動」への協力を要求した。とくに、親日的な儒林を「心田開発運動」の広報役として利用し、「郷校」を中心とする儒林団体を組織し、会員を増やすように求めた。⁶¹

もちろん、総督府の「心田開発運動」に反対する一部の儒林もいた。彼らは、総督府の手中にあった「経学院」や「郷校」から離脱し、「書堂」をはじめとする民間組織、或いは個人的なグループなどを形成した。⁶² しかしながら、その当時の儒教はすでに影響力を失っており、「書堂」もすでに教育機関としての機能を十分に果たせる状態になかった。⁶³ このような状況において、1935年中盤あたりから求められるようになった神社関連の儀式は、総督府に対して対抗的な儒林の勢力をさらに弱める要素となった。⁶⁴

総督府は、「心田開発運動」を展開するうえで、自らの統制が行き届く「経学院」と「郷校」を利用しさえすればよかった。すなわち、儒教に対して目立った政策を実行する必然性はなかったということである。総督府の「心田開発運動」により、すでに衰えていた半島の儒教界はますます弱体化していった。

V. キリスト教に対する政策

総督府は「心田開発運動」を展開するにあたり、西欧系宗教としてのキリスト教に対しても、その他の宗教と同じように運動へ参与するよう呼び掛けた。⁶⁵ まず、1935年2月9日にはキリスト教関係者を招いて懇談会を開いた。「二月九日丹羽清次郎、笠谷保太郎、鮫島牧師、尹致昊、申興雨氏等基督教関係の有力者を朝鮮ホテルに招待、本府より学務局長以下関係者出席し、基督教に関する意見を聴取し、色々懇談するところあつた。』⁶⁶ この懇談会で話された内容を知ることができないが、「心田開発運動」への協力や参与について話し合われたことは間違いない。ただ、ここで興味深い事実は、総督府が懇談会に招いた面々に宣教師がいなかったという事実である。総督府はなぜ、キリスト教界の中心的役割を担う宣教師に接触せず、YMCA関係者との接触を最初に図ったのだろうか。⁶⁷

総督府は、「韓国併合」(1911)以来、キリスト教政策を推し進めるうえで宣教師

の存在を無視することができず、繊細および慎重にならざるを得なかった⁶⁸というのも、半島において影響力のある宣教師の背後には西欧諸国の存在（とくにアメリカ）があり、宣教師との友好関係を保つことが半島統治体制の安定に繋がるからであった。総督府は、宣教師との友好的な態度を保ち、かれらの働きを高く評価する立場を保持した。たとえば、「心田開発運動」を立案する前の1932年には、政務総監が第21回全鮮宣教師聯合大会に出席し、半島における精神生活が改善されるべきであるとの説明をするとともに、宣教師の事業と活動に敬意を表した。⁶⁹ また、「心田開発運動」の只中であつた1936年にも、政務総監が宣教師大会（第25回）で宣教師の活動に敬意と感謝を表し、総督府の施策に協力するよう求めた。⁷⁰ とくに、1936年の宣教師大会での挨拶では、仏教関係者や儒教関係者の前で用いた「心田開発」や「心地開発」という表現をあえて使用しなかつた。これらからも明らかなように、宣教師に対する総督府の接し方は、特別の配慮がともなつた慎重を期したものであつた。この姿勢は、「心田開発運動」の実施中でも変わりなかつた。

総督府には、キリスト教を「心田開発運動」に参加させたいという本音があつた。しかしながら、宣教師の存在のゆえにその思いを存分に表現できないという現実があつた。プロテスタントが韓国に伝来して以来、各教派において宣教師の影響力は絶大であつたからである。⁷¹ そのうえ、韓国人牧師たちの協力も得られない状況にあつた。とりわけ、1935年の長老派総会は、その代表的な例である。

キリスト教の中心勢力をなしてゐる長老派ではこの程府内西門外キリスト教会堂において第二十四回総会を開催し全鮮から二百名の長老派幹部が参集したが同席上において安武平南知事の敬神観念普及に対する反対気声を挙げ問題化せんとしてゐる同会では一面一社計画に対しても大反対を唱えこれに対しその他関係当局が建立費として寄付金募集等の場合に際しキリスト教信者は絶対に寄与せざることをの申合せを行つたが敬神観念普及は国民精神作興、日本精神鼓吹のために惹いては我が国体観念を強く認識せしむることにあり長老派教会において右の如き反対気声を挙げることは我が国体を冒瀆するも甚だしきもので当局は何らかの処置を講ずるものと見られてゐる⁷²

これは、1935年に平安南道知事の安武直夫が「一面一社」の建設に取り掛かつたことに対する見解である。これは一見、平安南道（半島八道の一つ）の政策に対する抗議のように判断できる。しかしながら、その根底には「国体観念」や「敬神崇拜」を定着させようとした総督府に対する異議があつたと分析するのが妥当であろう。

長老派教会のこのような見解を、総督府は快く受け止めなかつた。なぜなら、それ

が「心田開発運動」の根幹にある植民地統治を揺るがしかねない重大な問題であると理解したからであった。総督府は、「韓国併合」以来、大きな懸案となっていた神社参拝を教育界において徹底させる措置をとった。⁷³ というのも、神社参拝の徹底化をつうじて、宣教師の息がかかるキリスト教系学校への統制が可能となり、その結果、「国体観念」や「敬神崇拜」がキリスト教界において浸透すると判断したからであった。すなわち、神社参拝を「忠誠と愛国心を養うために必要な訓練の一環」として扱ったのであった。⁷⁴ 総督府は、国民教育としての神社参拝に対するキリスト教系学校の理解を求めた。神社参拝を学校界において普及させるために、総督府は神社と宗教の関係を説明することに力を傾けた。また、行政機関をつうじた指導や警告、場合によっては査察や弾圧なども加えんとする姿勢をのぞかせた。

しかしながら、キリスト教系学校は神社参拝を易々と受け入れなかった。⁷⁵ これはもちろん、教理と良心上の理由からであった。なかでも、1935年11月4日に起こった「平壤キリスト教系私立学校長神社参拝拒否事件」は、この時期におけるもっとも代表的な例と見なすことができる。1935年11月4日に開かれた平安南道の公立・私立中等学校校長会議で道知事が平壤神社への参拝を求めたのに対し、崇実学校校長のマッキューン (G. S. McCune)、崇義女学校校長代理の鄭益成 (ジョン・イクソン)、順安義明学校校長のリー (H. M. Lee) が拒否したのであった。この事件が発端となり、総督府はそれまで以上に強い姿勢を見せはじめた。具体的には、神社問題を考慮するよう60日間の猶予を設けて、かりに宣教師たちの態度がその間で変わらないなら、教育資格や学校長職の罷免だけでなく、学校の強制的な閉鎖に追い込むとの立場を明らかにした。それにもかかわらず、宣教師たちの立場に変化はなかった。そこで総督府は、1936年1月、崇実学校校長のマッキューンと崇義女学校校長スヌーク (V. L. Snook) の校長職を剥奪した。

神社参拝を強調した総督府には、韓国教会と宣教師のあいだに亀裂をつくろうとする意図があった。また、それ以上に、神社参拝が国民教育の一環であるとの方針から、神社と宗教を区別する立場があった。総督府は、キリスト教界において神社に対する不理解または誤解があると判断し、「神社問題に関する通牒」を発表した。⁷⁶

まず、神社の本質に対して一部の宗教家が誤解を抱いていると指摘し、神社と宗教の関係についての明確な説明が必要であると述べた。「民衆の精神を作興し、信仰心を啓培して敬愛の念を涵養し、確固たる人生観を把握させることによって、その生活の安定を図り福祉の増進を期することは、現下実情に照らして見るともっとも緊要な事項であるがゆえに……近時、一部の宗教家の方面において神社の本質を誤解し、宗教と混同しているがゆえに、しばしば困難な問題を惹起しているので、この機会に神社と宗教との関係について説明をし、一般の誤解を解こうとする。」⁷⁷

つぎに、敬神崇拝の精神が国体観念の基盤になると述べながら、学校における神社参拝の必要性を強調した。「億父先祖を崇拝奉仕し報本反始の誠を致すことは東洋道徳の真髓であり、また我が国民道徳の大本である。ゆえに、この敬神崇祖の精神を啓発長養することは、我が国体観念を強固にすることであり、学校においてその教職員および生徒児童をして神社に参拝させることは、間違いなく当然のことであるばかりか、国体観念の涵養をもっとも重要視する重要視する現下状勢に照らしてみると、とくに緊要である。」⁷⁸

さらに、神社参拝は帝国憲法によって保障されている信教の自由を侵害しないと述べた。「信教は、帝国憲法が保障するように、安寧秩序を乱さず臣民としての義務に反しないかぎりにおいて自由であるということは、今一度述べる必要はない。したがって、朝鮮においても、当局から各宗教の信仰に対していかなる干渉をしようとすることは、絶対にありえないことである。…… 国体観念の涵養のために、ただ愛国心と忠誠を表すように、教職員、学生、生徒、児童をして先祖に奉仕する神社へ参拝させることは、少しも信仰の自由を侵害するものではない。」⁷⁹

最後に、神社の無宗教性をあらためて確認しながら、キリスト教界の協力と理解を求めた。「神社と宗教とは、先に述べたように全く別個のものであり、神社参拝は国民教育上の必要から出てきたものであり、学校を離れて各個人に対して神社参拝を強制的に行わせるものではない。…… 以上、キリスト教関係者はもちろん一般においても、当局の旨を十分に理解し、今後もっと互いに協力し、もっと半島民衆の心田を開発し、その福祉の増進に邁進することを切実に祈るものである。」⁸⁰

上記のように、宣教師との兼ね合いに神経をとがらせた総督府は、キリスト教政策を展開するにあたり、「教会」という個別の集団を対象にしなかった。そのかわり、キリスト教を民衆全体の一部と見なし、「学校」での神社参拝を求める方法をとった。言うまでもなく、「学校」は、総督府の統制が無理なく行き届く対象であった。総督府はそこに着目し、神社参拝を宗教問題でなく教育問題として扱うことで、キリスト教への統制を加えようとした。しかしながら、総督府はキリスト教の日本的な転向を強く求めなかった。「朝鮮に於けるキリスト教に対して、総督府が明確にその日本的転向を求めて来たのは、朝鮮に於ける皇民化政策の高潮した一九三八年以後である。」⁸¹

VI. おわりに

「満州事変」以降、総督府は半島を兵站基地化していった。まず、工業化政策を推し進め、日本独占資本の進出を積極的に奨励した。半島の工業は目まぐるしい発展をとげたが、独占資本の集中度が高まることにより、韓国人による自立的な資本の発展

は押さえ込まれた。つぎに、「農村振興運動」を推し進め、半島における総動員体制の基盤を整備しようとした。官主導の「農村振興運動」により、総督を頂点にしたピラミッド体制がより強化された。さらに、それまで断続的に行ってきた社会教化事業を強化し、「国民精神作興運動」を開始した。期待どおりの成果を挙げることはできなかったが、これは、その後の政策決定および実行の基礎となった。

このようなコンテクストのなかで、宗教政策、とりわけキリスト教政策はどのように展開されたのか。本研究では、まず、「満州事変」以降の半島兵站基地化期に実施された「心田開発運動」に焦点を当てた。1935年に開始された「心田開発運動」は、「国体観念の明徴」、「敬神崇拝の思想および信仰心の涵養」、「報恩・感謝・自立の精神の養成」という3大目標のもと、既存の宗教を用いて展開された。ここには、指導的な立場にある人々や中堅人物を養成することにより、自らの統治体制にとって好都合な価値観を半島全体に植えつけようとする総督府の意図があった。

つぎに、韓国人主導の非西欧系宗教（仏教、儒教）と西洋人主導の西欧系宗教（キリスト教）という比較を用い、それぞれの宗教に対する総督府の政策を具体的に分析した。総督府は、それ以前の時期と同様に、それぞれの宗教に対して異なった方法論を用いた。各宗教に対する政策は同一の統治理念に由来していた。しかしながら、具体的な適応方法と過程において顕著な差異を見せていた。すなわち、韓国人が主導する仏教と儒教に対しては直接的に介入する「直線的な政策」であった。その一方で、宣教師が中心となったキリスト教に対しては、宣教師の存在と働きに配慮を傾ける「迂回的な政策」であった。

総督府は、「心田開発運動」を展開するにあたり、仏教に期待をかけ積極的に活用しようとした。そして、儒教に対しては、すでに掌中にあった「経学院」や「郷校」などの親日勢力に協力を求めた。その一方、キリスト教に対しては、その他の宗教と同じように振興の掛け声をかけつつも柔軟な態度を見せた。そのかわりに、キリスト教系学校を含めた全ての教育機関に対して、神社儀式への参加を要求した。というのも、「学校」への統制をつうじて、宣教師の息がかかるキリスト教系学校への統制が可能となると判断したからであった。総督府は、キリスト教政策をなすうえで教育問題としての神社参拝を持ち出し、教育問題の観点からキリスト教に圧力を加えていった。

「満州事変」以降の半島兵站基地化期において、朝鮮総督府の非西欧系宗教に対する政策と西欧系宗教に対する政策は、それ以前と同じように明らかに異なっていた。「満州事変」により大陸進出の道を歩みだした日本にとって、半島兵站基地化は必須の課題であった。その際、日本はキリスト教宣教師との関係を配慮する必要があった。なぜなら、半島における宣教師の影響力が小さくなかったからである。したがって、この時期の半島におけるキリスト教政策の展開方法と内容は、必然的に仏教政策や儒

教政策と大きく異なっていた。

注

- 1 本研究において、「朝鮮総督府」を「日本」と表記することもある。なぜなら、「韓国併合」により日本の植民地となった韓国にとっての日本認識と理解は、基本的に朝鮮総督府というフィルターを通してなされたからである。
- 2 総督代理（1927、4～11）として半島にいたことのある宇垣一成は、1924年から幾度にわたって陸軍大臣に就き、財界との堅固な関係を築いていた。
- 3 たとえば、金鉱業は、「金炭鉱奨励補助」、「低品位金鉱石売鉱奨励補助」、「現地指導員の派遣」という産金奨励政策により活発となった。また、鉄鋼資源は、「資本家的採算、若くは技術の普通水準では有利とされる資源は少ない」にもかかわらず、「軍需と、技術の発展と云う二因子に依って推進された。」朝鮮総督府『朝鮮総督府施政三十年史』、名著出版、1972、327-328；大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史調査』通巻第五冊 朝鮮編 第四分冊、1947、2。
- 4 たとえば、食料品工業の場合、1930年には全体の57.8%であったが、1936年には45.2%に低下している。その一方、金属工業、機械器具工業、化学工業などの重工業の比率は年が経つにつれ高くなり、1939年には全工業の47%までも占めるようになった。渡部学 編『朝鮮近代史』、勁草書房、1968、244。
- 5 当時の半島では、「工場法」（法律第46号、明治44年3月）や「工場法施行令」（勅令第193号、大正5年8月）など、日本（内地）では既に施行されていた労働者を保護する法令も存在していなかった。ちなみに「工場法」は、苛酷な労働を強いられた工場労働者、とりわけ幼年労働者及や女子労働者の保護を目的として制定された法律である。その骨子は、1）15人以上の工場に適用、2）最低就業年齢＝12歳、3）最長労働時間＝12時間、4）深夜業禁止（22時から4時）であった。
- 6 日本人支配下の会社が半島産業において占めた比率は、年を重ねるごとに増えていった。詳しくは、山辺健太郎『日本統治下の朝鮮』、岩波書店、2002、178-186を参照すること。
- 7 「半島総人口の八割は農民に依つて占むるものであるが、併も此等農民のやく八割は細農階級であつて、其の多くは生活向上の自覚に乏しく、常に旧習に捉われ極めて低級なる生活に甘んじながら、年々歳々食料の不足を訴へ、徒らに高利の負債を増嵩し、所謂春窮期に於いては、野生の草木によって辛うじて一家の糊口を凌ぐ如き状況にある。而して多年被搾取者として虐げられたる結果は、殆ど勤勉・節約・貯蓄等の気分を喪失し、何等生活上の理想なく、陋屋の中に酔生夢死するを以て甘ずる者が尠くない。是れ即ち長き歴史と環境とが然らしむるものであつて、この根本救済は、朝鮮統治の難問題たると共に、又其の要訣たるところである。」朝鮮総督府『朝鮮総督府施政三十年史』、303。
- 8 まず、「自力更生」とは、農家の自発的な奮闘と努力を促進することによって、彼らを物心両面における苦境から立ち直らせることであった。つぎに、「農村振興」とは、農民の自力による更正を助長するために、彼らを積極的に指導することであった。この振興運動は、つぎの二つの点において、それま

での農業政策とは異なった。ひとつは、面や郡などの地域（複数）を対象とせず、個々の農家（単数）を対象と見なした点であった。もうひとつは、農民一人ひとりを思想的、精神的に教育しようと試みた点であった。朝鮮総督府『朝鮮総督府施政三十年史』、304。

- 9 1932年9月には、運動の最高指導機関として「朝鮮総督府農村振興委員会」（会長には政務総監が、委員には関係局長などが就任）が設置されるとともに、各道・各群島・各邑面に振興委員会が置かれた。また、10月に時局匡救講習会を開き、郡守、島司および関係官公吏を召集して「自力更生」と「農村振興」に関する趣旨と実施方法が伝えられた。さらに11月には、民風作興、民力涵養をもって難局の打開し、官民が一致により計画を遂行するようとの総督の声明が発表された。大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史調査』通巻第五冊 朝鮮編 第四分冊、67などを参照すること。
- 10 1933年3月には、各道知事に対する政務総監の通牒のなかで、「農家更正計画樹立方針」と「農家更正計画実施要綱」を発表した。「農家更正計画樹立方針」は、つぎの四項目からなっていた。第一に「農家個々の経済更正の具体的方策を本体とすると共に、其の精神生活的意義を十分闡明せしむること」、第二に「各戸所在労力の完成なる消化を目標とし、其の作業能率を図ると共に、可及的多角的に利用し、彼是有機的に綜合統制し一時一業に偏せしめざること」、第三に「自給自足を本則とし漫に企業的営利本位の計画に陥らざること」、第四に「地方の現状に鑑み、食料の充実、金銭経済収支の均衡、負債の根絶の三点を目標とし年次経計画を樹立すること」であった。その一方、「農家更正計画実施要綱」においては、「指導部落設置計画の樹立」、「指導部落の選定」、「現況調査の施行」、「農家更正計画の樹立」、「更生計画の実行」という五つの項目を掲げた。これらに基づいて、各邑面に30戸から40戸あたりの集落を選定し、それぞれに更生計画を作成、実行するように求めた。「農山漁村振興計画実施に関する政務総監通牒」、昭和8年3月7日、朝鮮総督府『朝鮮施政に関する諭告、訓示並に演述集』、609-613、613-618などを参照すること。
- 11 当時、京畿道の農政課長であった久間健一は、「農村振興運動」について以下のように語っている。「これらの更生計画の実績に就いては、相当満足すべき且つこの計画の可能性を示すに足る報告がなされているが、……果たしてこの経済更正計画は、それ自らの矛盾なくして、遂行し得られるであろうか、理想の前に先ず現実を見なければならない。……吾々は以上、農民の経済更正が経営の零細性に基づく矛盾を強調したが、更に一つの重要な経営合理化の障害として、小作制度を考えねばならない。何故ならば、農民の約七五%は小作農であり、耕地の約六〇%は小作地であり、農民の経済更正、一面に於て、小作問題そのものであるといっても敢えて過言ではないからである。」山辺健太郎『日本統治下の朝鮮』、167-168。
- 12 ここで言う社会教化事業とは、「朝鮮の民度が低いという判断のもと、朝鮮人に対する精神的指導と洗脳工作をととして日帝の支配イデオロギーを注入し、その反面で、統治の障害になるあらゆるイデオロギーを抑圧することによって、朝鮮民衆をして植民統治に積極的に協力させ、さらには、完全なる日本国民にするために行ったイデオロギー工作」である。

한금희 「1935-37년 日帝의 '心田開發' 정책과 성격」, 서울대학교 대학원 석사논문, 1995, 19

[韓巨熙「1935—37年日帝の‘心田開発’政策と性格」、ソウル大学校大学院 修士論文、1995、19]。

- 13 「農村振興運動の全貌」、『朝鮮』、朝鮮総督府、昭和9年1月号、62。また、한금희「1935—37年 日帝の‘心田開発’ 정책과 성격」、25 を参照すること。
- 14 宇垣一成「国民精神作興に関する総督声明」、昭和7年11月10日、朝鮮総督府 編『朝鮮施政に関する諭告、訓示並に演述集』、829。
- 15 「民心作興運動に関する施設」、『朝鮮』、朝鮮総督府、昭和7年11月号、145-149。ちなみに、この要綱は「実行綱目」と「実行方法」から成っている。まず、「実行綱目」はつぎの6項目であった。「(イ) 忠君愛國の本旨に基き、共存共栄の精神に則り、内鮮人一致協同、公民としての訓練を積み、社会の進歩改善を図らしむること」、「(ロ) 不言実行萬相を静観し、依頼心を排除し克己忍苦の修練に耐え、自力更正の澆漓たる気力を養はしむること」、「(ハ) 産業の発達を図り、消費の合理化に努め、以て新たな生活の基本を確立せしむること」、「(ニ) 社会連帯の意識を明にし、共同協力の美風を助長し、特に郷土聚落の振興に力むること」、「(ホ) 弛緩廢頹の氣風を掃蕩し、緊張努力の精神を振起し、特に官公吏及教育宗教に従事するものは、自己の使命に鑑み率先奮起に努むること」、「(ヘ) 經濟生活の道德的意義を明にし、教化の運用をして国民の実生活に即せしむること」
また、「実行方法」はつぎの7項目であった。「(イ) 十一月十四日を起点とする数日間」、「(ロ) 第一項綱目の実行は一時的な運動を以て実効を収むること素より不可能なるを以て、前期の期間に於て先づ強く民衆の注意を喚起し、爾後引続き其の目的を達する様方法を講じ、其の他諸種の施設をして等しく本綱目の趣旨に合致する様誘導すること」、「(ハ) 官署・学校・会社・銀行・大商店・神社・寺院・教会青少年団体・教化団体其の他各種主なる機関に於て、大正十二年十一月十日渙發国民精神作興に関する詔書の奉読式を行ひ、別紙総督の声明書を朗読せしむること」、「(ニ) 別途送付の詔書及総督声明を前項各機関に配布のこと証書の取扱は特に鄭重にすること」、「(ホ) 講演会・座談会・映画会等を催すこと」、「(ヘ) 国旗掲揚場のある向きは前期期間国旗を掲揚すること」、「(ト) 趣旨徹底の為、新聞・雑誌社とは特に緊密なる提携を図り、其の努力を求むること」
- 16 「精神作興週間座談会」、朝鮮社会事業研究会 編『朝鮮社会事業』昭和9年1月号、74。「精神作興週間」とは11月10日を中日とした一週間であり、詔書の趣旨を実践するために定められたものであった。一日目は「神社参拝・神社崇敬日」、二日目は「敬老愛幼日」、三日目は「生活改善日」、四日目は「克己忍苦日」、五日目は「公德涵養日」、六日目は「健康増進日」、七日目は「報恩謝恩日」であった。それぞれの日に行う内容は地域によって異なっていたが、初日の神社参拝は半島全体で行われた。
- 17 韓守信「韓国併合および武断統治期における朝鮮総督府の宗教政策 — 非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して」、『基督教研究』第66巻 第1号、同志社大学神学部基督教研究会、2004；韓守信「三・一運動および文化統治期における朝鮮総督府の宗教政策 — 非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して」、『基督教研究』第67巻 第2号、同志社大学神学部基督教研究会、2006。
- 18 これまでの研究において、「心田」は仏經に由来すると考えられてきた。ただ、その一方で、「心田」は仏經の固有用語でなく、儒教の經典である『禮記』の「禮運」にも出ており、梁の簡文帝の上大法

頌表にも「澤雨無偏 心田受潤」という表現があり、唐の詩人である百楽天の詩にも「心田灑掃淨無塵」と書かれているとの指摘が存在する。

安龍伯「心田開発指導原理の再吟味（下）」、『朝鮮』、朝鮮総督府、昭和11年9月、85-87；

김순석『일제시대 조선총독부의 불교정책과 불교계의 대응』、경인문화사、2003、159-160

[金淳碩『日帝時代朝鮮總督府の仏教政策と仏教界の対応』、景仁文化社、2003、159-160]。

- 19 高橋亨「朝鮮仏教の歴史的依他性」、『心田開発に関する講演集』、朝鮮総督府中枢院、昭和11年、173。
 - 20 김순석『일제시대 조선총독부의 불교정책과 불교계의 대응』、160。
 - 21 朝鮮總督府『朝鮮總督府施政三十年史』、768。
 - 22 「本府の心田開發運動」、『朝鮮』、朝鮮總督府、昭和10年4月、103。
 - 23 同上。
 - 24 川瀬貴也「植民地朝鮮における『心田開發運動』政策」、韓国・朝鮮文化研究会 編『韓国朝鮮の文化と社会』第1号、韓国・朝鮮文化研究会、2002、106。
 - 25 「本府の心田開發運動」、『朝鮮』、104。
 - 26 ちなみに、この委員会に出席した宗教界の代表はつぎのとおりであった。金仏教々務院長、李能和（以上仏教）、安経学院提学（儒教）、丹羽基督教青年会幹事（キリスト教）であった。阿知和朝鮮神宮々司、尹致昊は欠席した。「心田開發委員会」、『朝鮮』、朝鮮總督府、昭和11年2月、105。
 - 27 同上、105-106。
 - 28 同上、106-107。
 - 29 まず、代表的な教化団体として、朝鮮教化団体連合会（1935年10月に発足）があげられる。教化団体の設立および沿革、教化団体と宗教団体の関係については、花形倉吉「教化団体連合会の沿革と其の発達」、『朝鮮社会事業』No.7、朝鮮社会事業協会、昭和9年；정태식「1930년대 이후의 일제의 종교 정책에 대한 일 고찰」、『대구사학』제78집、대구사학회、2005、163-168 [ジョン・テシク「1930年代以後の日帝の宗教政策に関する一考察」、『大丘史学』第78輯、大丘史学会、2005、163-168]などを参照すること。
- つぎに、「心田開發運動」の一翼を担った団体や機関として、朝鮮教育会、朝鮮社会事業協会、朝鮮初等教育研究会、朝鮮及滿洲社、緑旗同盟などがあげられる。これらの団体や機関は、「心田開發運動」を協力、擁護する発言を積極的に行った。五十嵐悌三郎「心田開發の為に特に大聲以て歌唱の振興を提唱す」、『文教の朝鮮』No.120、朝鮮教育会、昭和10年；趙海衡「心田開發に關聯して」、『文教の朝鮮』No.131、朝鮮教育会、昭和11年；朴澈「本道の心田開發運動」、『同胞愛』No.4、朝鮮社会事業協会、昭和11年；渡邊信治「心田開發と教育」、『朝鮮の教育研究』No.84、朝鮮初等教育研究会、昭和10年。金黙照「心田開發の實行促進案」、『朝鮮及滿洲』No.334、朝鮮及滿洲社、昭和10年；津田榮「心田開發の根本的用意」、『緑旗』No.5、緑旗同盟、昭和12年など。
- 30 「イ 宗教係の拡充（職員を増置、予算の増額）ロ 心田開發委員会の開催 ハ 巡回講演（宗教家及儒道

- 関係者、教育家、名士)ニ印刷物の刊行頒布 ホ映画及幻燈(成るべく巡回講演と附帯して行うこと)ヘ講習会(各種講習会に宗教及信仰に関する事項を加味すること)ト講演会 チ放送 リ神社、宗教各教宗派、儒道関係団体並教化団体の施設に対する便宜の供与」『朝鮮』、106。
- 31 「神社、各教宗派、団体に於て一層信仰(神社に於ては敬神崇祖の思想)啓培の施設を講ずること、し之が具体案を樹立し実施上相互連絡提携を図ること(固有信仰に付ては中枢院の調査の結果に俟つこと)」同上、106。
- 32 「イ教職員に信仰心を涵養せしめ且つ宗教に対する理解を持たしむること ロ学生、生徒、児童に対し平素宗教的情操を養はしむること、し時に応じ機に臨み種々々の施設方法を講じて之が徹底を図ること ハ何れ教科に於ても宗教的情操の涵養に留意すること ニ教職員を対象とする各種講習会に成るべく宗教に関する科目を加ふること ホ武道の奨励に留意すること」同上、106-107。
- 33 「イ標語を作成し種々の機会に利用すること ロ教化団体、青年団体、農村振興団体の設立普及並に之が活動を促すこと ハ民心作興週間に於ける行事に必ず信仰心啓培に関する事項を加ふること ニ民間に於ける宗教的行事の意義を徹底せしむること ホ新聞雑誌等に心田開発に関する記事を成るべく多く掲載する様新聞雑誌社に依頼すること ヘ家庭生活に於て主婦を通じ宗教的情操を養成し信仰心を扶植する様奨励すること ト先見烈士等の遺蹟を正しく顕彰すること チ名勝古蹟の愛護心を涵養すること リ民衆の情操陶冶に力を注ぐこと(歌謡、舞踊等)又劇、映画の利用」同上、106-107。
- 34 川瀬貴也「植民地朝鮮における『心田開発運動』政策」、108。
- 35 津田榮「心田開発の根本的用意」、『緑旗』、緑旗同盟、昭和12年、3。
- 36 朝鮮総督中樞院編『心田開発に関する講演集』、朝鮮総督中樞院、昭和11年、1-2。
- 37 津田榮「心田開発の根本的用意」、『緑旗』、6-7。
- 38 大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史調査』通巻第四冊 朝鮮篇 第三分冊、1947、69。
- 39 김순석『일제시대 조선총독부의 불교정책과 불교계의 대응』、162。
- 40 同上、162-163。
- 41 同上、163。
- 42 同上。
- 43 「本府の心田開発運動」、『朝鮮』、104。
- 44 朝鮮仏教中央教務院は、1922年に総督府の懐柔工作によって設立された親日色の強い団体である。くわしくは、韓守信「三・一運動および文化統治期における朝鮮総督府の宗教政策 — 非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して」、76-78を参照すること。
- 45 「本府の心田開発運動」、『朝鮮』、105-106。
- 46 今井田清徳「朝鮮仏教本寺住持招待席上に於ける政務総監挨拶」、昭和11年3月4日、朝鮮総督府編『朝鮮施政に関する諭告、訓示並に演述集』、852。
- 47 「朝鮮仏教心田開発事業促進発起会」、『仏教時報』第2号、1935年9月1日。김순석『일제시대 조선총독부의 불교정책과 불교계의 대응』、168から引用。

- 48 七つの議題はつぎのとおりであった。「一. 巡回布教に関する件 一. 農村布教に関する件 一. 心田開発記念に関する件 一. 代表機関設立に関する件 一. 布教師講習会に関する件 一. 施設寺庵整理に関する件 一. 寺規宗風肅正に関する件 一. 托鉢僧侶に関する件」同上。
- 49 ちなみに、総督に南次郎が就任したのちの1937年2月に開かれた第一回三十一本山住持会議において、会同者側から総督府に対して、「三十一本山の綜合統制を設けること」という意見希望が開陳された。「全朝鮮三十一本山住持会同 法燈に心田開発を強化」、『朝鮮』、朝鮮総督府、昭和12年3月。
- 50 「心田開発と仏教の使命」、『毎日申報』、昭和10年5月31日。
- 51 同上。
- 52 김순석 『일제시대 조선총독부의 불교정책과 불교계의 대응』、171 ; 「寺刹令」、制令第7号、明治44年6月、朝鮮総督府「朝鮮総督府官報」第227号、明治44年6月3日。
- 53 「寺刹尊嚴維持に関し各道知事に通牒」、『朝鮮仏教』112号、1935年7月；「当局으로부터 寺刹尊嚴保持에 관한 再通牒」、『불교시보』、제5호、1935년 12월 [「当局から寺刹尊嚴保持に関し各道知事に再通牒」、『仏教時報』、第5号、1935年12月]。また、김순석 『일제시대 조선총독부의 불교정책과 불교계의 대응』、171-173 を参照すること。
- 54 「一面一寺刹布教所計画」、『불교시보』、제1호、1935년8월 [「一面一寺刹布教所計画」、『仏教時報』、第5号、1935年8月]。김순석 『일제시대 조선총독부의 불교정책과 불교계의 대응』、173 を参照すること。
- 55 これら講演会の詳細については、김순석 『일제시대 조선총독부의 불교정책과 불교계의 대응』、175-176、239-263 を参照すること。
- 56 たとえば、金泰洽（キム・テフブ）、権相老（クオン・サンロ）、李能和（イ・ヌンファ）などが挙げられる。
- 57 韓守信「韓国併合および武断統治期における朝鮮総督府の宗教政策 — 非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して」、37-39。
- 58 韓守信「三・一運動および文化統治期における朝鮮総督府の宗教政策 — 非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して」、78-80。
- 59 宇垣一成「経学院職員招待席上に於ける総督挨拶」、昭和7年11月10日、朝鮮総督府 編『朝鮮施政に関する諭告、訓示並に演述集』、843。
- 60 同上、843-844。
- 61 たとえば、明倫会、明德会、儒林会、儒林会、儒林楔、郷約楔、慕聖楔などである。김장태 『현대 한국유교와 전통』、서울대학교 출판부、2003、61-62 [琴章泰 『現代韓國儒教と伝統』、ソウル大学校出版部、2003、61-62]。
- 62 同上、62。
- 63 朝鮮総督府管理局行政課「朝鮮の儒教」、朝鮮総督府、昭和14年1月 行調第1号、23。
- 64 김장태 『현대 한국유교와 전통』、62。
- 65 大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史調査』通巻第四冊 朝鮮篇 第三分冊、69。

- 66 「本府の心田開発運動」、『朝鮮』、104。
- 67 たとえば、丹羽清次郎（1865-1957）は、京城Y M C A総主事、朝鮮鉄道基督教青年会総幹事、朝鮮基督教連合会委員長などを歴任した。尹致昊（1865-1945）と申興雨（1883-1959）は、ソウルY M C Aの総務を務めた人物である。
- 68 韓守信「韓国併合および武断統治期における朝鮮総督府の宗教政策 — 非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して」、39-44；韓守信「三・一運動および文化統治期における朝鮮総督府の宗教政策 — 非西欧系宗教と西欧系宗教の比較を通して」、80-83。
- 69 「近時経済界の一般的不況と共に思想の混乱愈甚だしく、従って生活の安定と思想の堅実とを図ることが刻下の急務であります、別して精神生活の振起向上が社会の現状に照し最も肝要であると信じます。……各位に於かれましても、如上当局の意の存する所を諒とせられ、今後一層緊密なる御協力と真摯なる御努力あらんことを切に希望致します。終りに臨み、各位の終始渝ることなき献身的努力に対し深厚なる敬意を表し、其の事業の益々成功せんことを祈り、併せて国際親善の上に於て一層貢献せられんことを切望する次第であります。」今井田清徳「全鮮宣教師大会に於ける政務総監演述要旨」、昭和7年9月20日、朝鮮総督府編『朝鮮施政に関する諭告、訓示並に演述集』、854-856。
- 70 「朝鮮に於ける基督教の状況は其の布教全鮮各郡鄙に普遍し、多数の信徒を擁し各派経営の教会・学校其の他社会的救済施設に至る迄々々其の根底を確立し、事業着々として実績を収められつゝある趣であります。是れ全く各位が夙に朝鮮に入り、言語風俗の差異による幾多生活上並に布教上の困難に耐へ、一意専心半島民衆の強化に盡瘁せられたる結果と確信し、深甚の敬意を表しますると共に、其の社会に寄与せられたる功績に対し衷心感謝に堪へざる次第であります。……各位が教界の立場に於かれて、朝鮮統治の一半の目的たる安定と向上の為此の上とも御協力御盡瘁あらんことを希望致すものであります。」大野緑一郎「全鮮宣教師大会に於ける政務総監演述要旨」、昭和11年9月21日、朝鮮総督府編『朝鮮施政に関する諭告、訓示並に演述集』、856-858。
- 71 森浩「事变下に於けるキリスト教」、『朝鮮』、朝鮮総督府、昭和13年11月、59-60。
- 72 「敬神觀念普及にヤソ長老会反対／国体冒流をするものとして当局で処置を講ず」、『朝鮮新聞』、昭和10年9月19日。富坂キリスト教センター編『日韓キリスト教関係史資料Ⅱ』、新教出版社、1995、434より引用。
- 73 「韓国併合」以来、神社参拝をはじめとする神社に関する問題は存在していた。総督府の神社政策にはもちろん、教育界に対して神社参拝の強要も含まれていた。しかし、「韓国併合」から「満州事变」までは、半島統治体制の基盤を確立する時期であったので、また、韓国人の反発も強かったので、総督府の神社政策は比較的消極的であった。詳しくは、韓国基督教歴史研究所（韓哲曦・蔵田雅彦 監訳）『韓国キリスト教の受難と抵抗』、新教出版社、1995、308-311を参照すること。
- 74 韓国基督教歴史研究所（韓哲曦・蔵田雅彦 監訳）『韓国キリスト教の受難と抵抗』、309。
- 75 「文化統治」がおこなわれた1920年にも、教育界での神社参拝拒否が存在した。その代表的なものとして挙げられるのが、1924年10月11日、江景公立普通学校の生徒たちによる参拝拒否であった。江

景神社例祭日に行われた神社参拝に、生徒のうち26名が欠席、40名が拒否した。詳しくは、윤선자 『일제의 종교정책과 천주교회』、경인문화사、2001、249-255 [尹善子 『日帝の宗教政策とカトリック教会』、景仁文化社、2001、62-63] を参照すること。

- 76 「신사문제에 대한 통첩」、『감리회보』 제93호、1936년 4월 10일 [[神社問題に関する通牒]、『監理会報』第93号1936年4月10日]。
- 77 同上。
- 78 同上。
- 79 同上。
- 80 同上。
- 81 大蔵省管理局 『日本人の海外活動に関する歴史調査』 通巻第四冊 朝鮮篇 第三分冊、69。